

添付資料

**PROCÈS-VERBAL DES DISCUSSIONS
ETUDE PRELIMINAIRE
SUR
LE PROJET DE RECONSTRUCTION ET EQUIPEMENT DE SIX CENTRES
REGIONAUX DE L'INSTITUT NATIONAL DE FORMATION PEDAGOGIQUE
EN REPUBLIQUE DE MADAGASCAR**

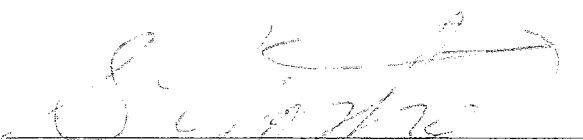
En réponse à la requête introduite par le gouvernement de la République de Madagascar (ci-après désignée « Madagascar »), le gouvernement du Japon a décidé d'exécuter une étude préliminaire sur le Projet de reconstruction et équipement de six centres régionaux de l'Institut national de formation pédagogique (ci-après désigné « le Projet ») et confié l'exécution de l'étude à l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après désignée « la JICA »).

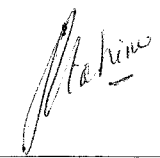
La JICA a envoyé à Madagascar une mission d'étude préliminaire dirigée par M. YOSHIARA Shumon, Directeur de l'Equipe de la Santé, 2^{ème} Division de la gestion des projets, Département de la gestion de la coopération financière non-remboursable de la JICA, et le séjour de cette mission à Madagascar est prévu du 21 juillet au 15 août 2006.

La mission a eu une série de discussions avec les autorités malgaches concernées, et a effectué des visites de terrain dans les zones du Projet.

Au terme des discussions et des études sur le terrain, les deux parties ont confirmé les principaux éléments indiqués dans le document annexé au présent procès-verbal.

Fait à Antananarivo, le 27 juillet 2006


YOSHIARA Shumon
Chef de mission
Etude Préliminaire
Agence Japonaise de Coopération Internationale


RAZAFINDRAMARY Tahinaharinoro
Directeur de la Planification de l'Education
Fondamentale, Secondaire et Technique
Ministère de l'Education Nationale et de la
Recherche Scientifique
République de Madagascar

APPENDICE

1. Objectif du Projet

L'objectif du Projet est de contribuer à améliorer la qualité des enseignants dans les zones faisant l'objet, par la construction des Centres régionaux de l'Institut national de formation pédagogique (CR/INFP) ainsi que la fourniture des équipements nécessaires.

2. Les services responsables de l'exécution du Projet dans le pays bénéficiaire

- 2-1 La coordination du Projet est assurée par le Ministère de l'Education Nationale et de la Recherche Scientifique.
- 2-2 L'exécution du Projet est assurée par la Direction de la Planification de l'Education Fondamentale, Secondaire et Technique du Ministère de l'Education Nationale et de la Recherche Scientifique.
- 2-3 L'agence responsable de la formation des enseignants est l'Institut National de Formation Pédagogique du Ministère de l'Education Nationale et de la Recherche Scientifique
- 2-4 L'organigramme du Ministère de l'Education Nationale et de la Recherche Scientifique est joint en Annexe 1.

3. Sites faisant l'objet du Projet

A l'issue des discussions avec la Mission d'étude (ci-après désignée « la Mission ») sur la requête initiale présentée par la partie malgache et faisant l'objet de six provinces, la partie malgache a demandé, comme la requête définitive, la construction des CR/INFP dans les sites plus prioritaires indiqués ci-dessous. Ces derniers sont dénombrés par l'ordre de priorité donné par la partie malgache.

La partie malgache a compris la nécessité de préparer, avant la mise en œuvre de l'étude du concept de base, les documents relatifs à la propriété et au droit d'utilisation des terrains faisant l'objet de la construction des infrastructures.

- 1) Toamasina (Province de Toamasina)
- 2) Antsohihy (Province de Mahajanga)

4. Contenu de la requête de Madagascar

Suite à une série de discussions avec la Mission, la partie malgache a présenté les éléments indiqués en Annexe 2 au titre du contenu final de la requête, se fondant sur le plan de formation des enseignants ainsi que le plan des infrastructures. La JICA analysera au Japon les résultats de la présente étude afin d'estimer la pertinence du contenu de ladite requête, et rendra compte des résultats au gouvernement du Japon.

5. Système de la Coopération financière non-remboursable du Japon

- 5-1 La partie malgache a compris le système de la Coopération financière non-remboursable du Japon, expliqué par la mission d'étude et mentionné en annexe 3.
- 5-2 La partie malgache s'est engagée à prendre les mesures nécessaires indiquées en Annexe 4

pour l'exécution du Projet dans de bonnes conditions au cas où ce Projet est approuvé par le gouvernement du Japon.

6. Calendrier de l'Etude

La mission d'étude poursuivra la présente étude jusqu'au 15 août 2006.

7. Autres éléments de discussion

7-1 Statut de la présente Etude

La présente étude est une étude préliminaire qui ne s'engage en aucun cas à exécuter l'étude du concept de base. La Mission a expliqué à la partie malgache que les résultats de la présente étude seront analysés au Japon pour faire le compte rendu au gouvernement du Japon pour la suite à donner au Projet sous forme de l'étude de concept de base. La partie malgache l'a compris.

7-2 Arrière-plan de la requête

La requête de ce Projet a été soumise au gouvernement du Japon pour atteindre les objectifs d'améliorer la qualité de l'enseignement et de former 2000 instituteurs par an, comme déclaré dans le cadre du Plan national « Programme Education pour tous ».

7-3 Réforme du système de l'enseignement primaire

La partie malgache a expliqué à la Mission que Madagascar envisage la réforme du système de l'enseignement primaire de 5 ans à 7 ans, et que la révision des curriculums pédagogiques et le plan des infrastructures qui l'accompagnent sont en cours de préparation.

7-4 Plan de formation des enseignants

Les deux parties ont compris la nécessité de rectifier le plan de formation des enseignants tels que le niveau des élèves-maîtres et le curriculum de la formation, au fur et à mesure de la réforme du système de l'enseignement primaire.

La partie malgache a expliqué à la Mission que le plan de formation des enseignants en vue de l'introduction d'un nouveau système éducatif est en cours d'élaboration, et qu'en effet la politique de la formation des enseignants et les plans d'action officiellement établies à Madagascar à l'heure actuelle doivent être révisées après l'adoption de la réforme.

7-5 Niveau de la formation des enseignants

La partie malgache a expliqué à la Mission que Madagascar envisage la formation des professeurs de collège dans certains CR/INFP, en plus de la formation des instituteurs du primaire. Les deux parties ont consenti que ce Projet fait l'objet de la formation des enseignants au primaire, étant donnée la différence entre l'enseignement primaire et le secondaire en matière de nature pédagogique et d'objectifs en chiffres définis par le plan national de développement, et vu la priorité donnée à la formation des instituteurs.

7-6 En vue de la mise en œuvre de l'étude du concept de base

- (1) La Mission a compris la nécessité d'améliorer les infrastructures des CR/INFP, suite aux discussions avec la partie malgache et études sur terrain.
- (2) Vu que le projet de loi sur la réforme du système de l'enseignement primaire de 5 ans à 7 ans est en délibération à l'Assemblée Nationale de Madagascar, la Mission a expliqué à la partie malgache son souhait de présupposer l'adoption de ladite loi pour mettre en oeuvre l'étude du concept de base de ce Projet dans le cadre de la coopération financière non-remboursable du Japon, et la partie malgache l'a compris. La partie malgache s'est engagée, lorsque la modification dudit système sera approuvée, à en informer à la partie japonaise par le bureau de la JICA à Madagascar.
- (3) La partie malgache s'est engagé à présenter le plan de formation des enseignants au fur et à mesure de l'établissement d'un nouveau système mentionné dans le paragraphe(2), en particulier sur les points indiqués ci-après, une fois que ledit système sera établi.

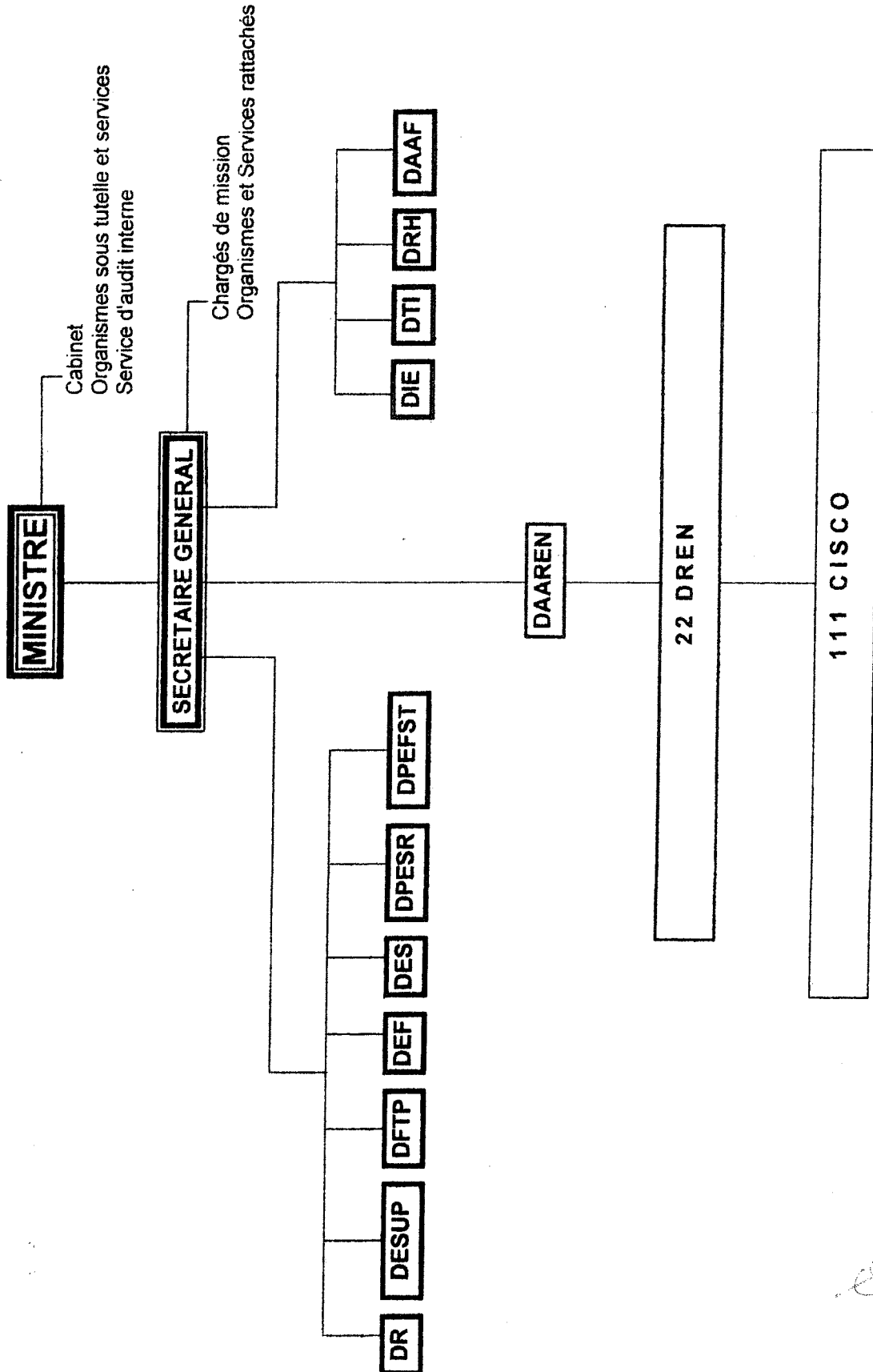
La Mission a expliqué que l'exécution de l'étude du concept de base sera envisagée suite à la présentation de ce plan, et la partie malgache l'a compris.

- a) Système de qualification de la formation des enseignants (plan de recrutement, de salaire et d'affectation, etc.).
- b) Plan d'effectif d'élèves-maîtres par région, et la base de calcul.
- c) Curriculum de la formation des enseignants
- d) Plan des infrastructures et plan de gestion des CR/INFP
- e) Plan de mise en disposition du budget
- f) Plan de calendrier de la mise en vigueur de la loi sur la réforme du système éducatif.

7-7 Présentation des réponses au questionnaire

La partie malgache s'est engagée à présenter les réponses au questionnaire préparé par la Mission avant le 7 août 2006.

ORGANIGRAMME DU MINISTRE DE L'EDUCATION NATIONALE ET DE LA RECHERCHE SCIENTIFIQUE

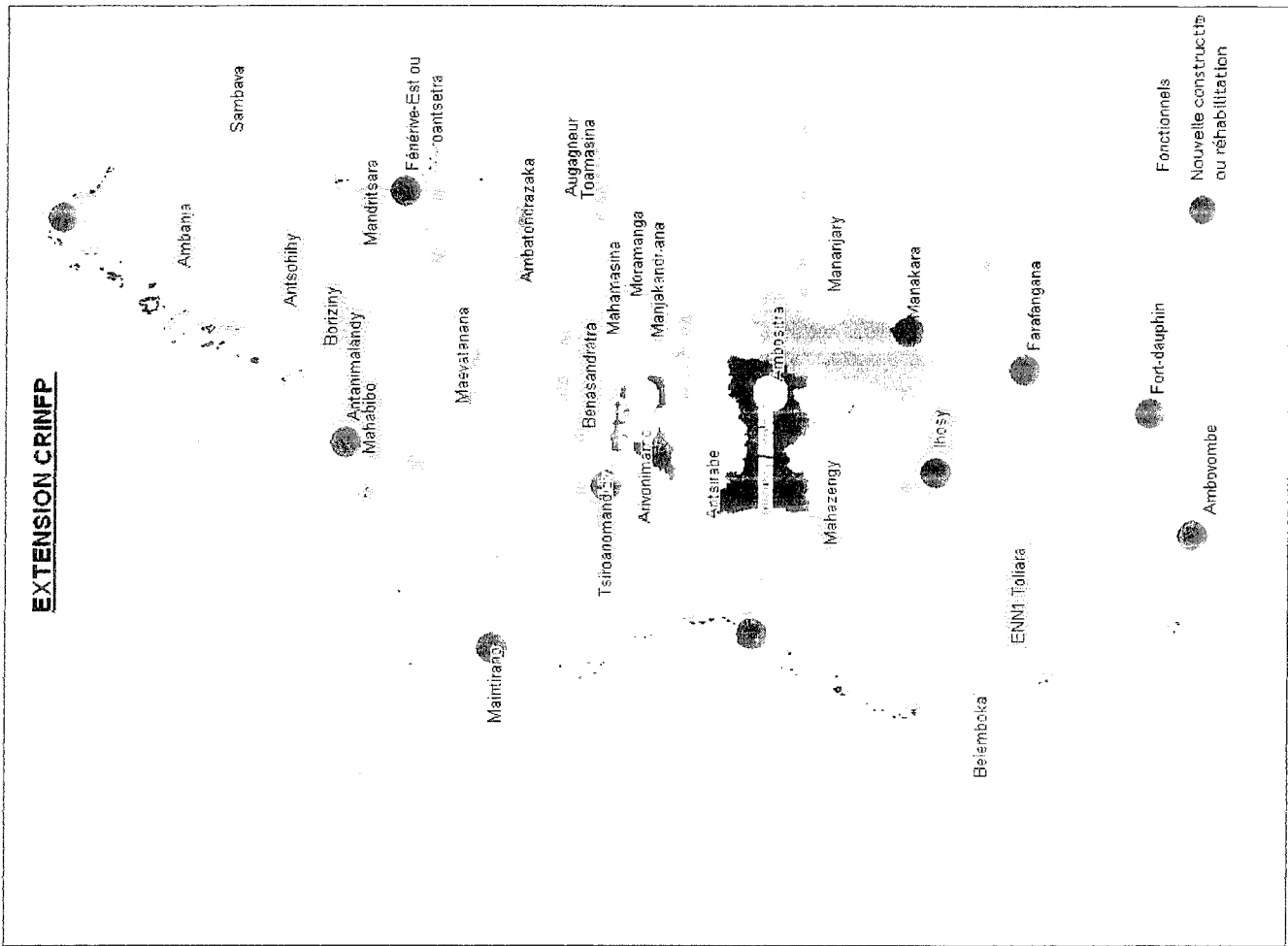


Handwritten signatures and initials.

Annexe 2 : Eléments de la requête présentée par le gouvernement malgache

Régions	Centres de formation	Formations	Capacité
Analamanga	INFP Mamahasina	Professeurs de collège Conseiller pédagogique	250
	CRINFP Benasandratra	Elève maîtres	100
	CRINFP Manjakandriana	Elève maîtres	100
Itasy	CRINFP Arivonimamo	Elève maîtres	100
	CRINFP Antsirabe	Elève maîtres	100
	Tsiroanomandidy	Elève maîtres	50
Atsinanana	CRINFP Augagneur	Conseiller pédagogique Professeurs de collège	250
	CRINFP	Elève maîtres	100
Alaotra Mangoro	CRINFP Moramanga	Elève maîtres	100
	CRINFP Maroantsetra		50
Analanjorofo	CRINFP Fénéry est.		50
	ENNI Toliara	Elève maîtres Conseiller pédagogique Professeurs de collège	250
Atsimo Andrefana	CRINFP Belemboka	Elève maîtres	100
	CRINFP Morondava		50
Menabe	CRINFP Ambovombe		50
	CRINFP Fort Dauphin		50
Haute Matsiatra	CRINFP Mahazengy	Elève maîtres Conseiller pédagogique Professeurs de collège	250
	CRINFP Ambohitra	Elève maîtres	100
Ihorombe	CRINFP Ihosy		50
	CRINFP Farafangana		50
Vatovavy	CRINFP Manakara		50
	CRINFP Mananjary	Elève maîtres	100
Fitovinany	CRINFP Mahabibo	Elève maîtres	100
	CRINFP	Elève maîtres	250
Boeny	Antanimalandy	Conseiller pédagogique Professeurs de collège	50
	CRINFP Maintirano	Elève maîtres	250
Melaky	CRINFP Antsohihy	Elève maîtres	100
	CRINFP Mandritsara	Elève maîtres	60
Betsiboka	CRINFP Maevatanana	Elève maîtres	250
	CRINFP Antsiranana	Elève maîtres Conseiller pédagogique Professeurs de collège	100
Diana	CRINFP Ambanja	Elève maîtres	100
	CRINFP Sambava	Elève maîtres	100

EXTENSION CRINFP



SYSTEME DE LA COOPERATION FINANCIERE NON-REMBOURSABLE DU JAPON

La coopération financière non-remboursable consiste à mettre à la disposition d'un pays bénéficiaire un fonds non-remboursable lui permettant d'acquérir les installations, équipements et/ou services (services d'ingénierie, transport des produits, etc.), pour le développement économique et social du pays, sous les principes en accord avec les lois et règlements en vigueur au Japon. La coopération financière non-remboursable n'est pas fournie à travers le don des équipements en tant que tel.

I. Procédure de la coopération financière non-remboursable

Le programme de coopération financière non-remboursable du Japon est exécuté selon la procédure suivante :

Demande	(Requête établie par un pays bénéficiaire)
Etudes	(Etude du concept de base conduite par la JICA)
Evaluation et Approbation	(Evaluation par le Gouvernement du Japon et approbation par le conseil des ministres)
Décision de l'exécution	(Notes échangées entre le Gouvernement du Japon et le pays bénéficiaire)

Premièrement, la formule de candidature ou la requête pour la coopération financière non-remboursable soumise par un pays bénéficiaire est examinée par le Gouvernement du Japon (le Ministère des Affaires Etrangères) pour porter un jugement sur son éligibilité pour la coopération financière non-remboursable. Si la requête est jugée appropriée, le Gouvernement du Japon fait exécuter par la JICA une étude sur la requête.

Deuxièmement, la JICA exécute l'étude (ci-après désignée « l'étude du concept de base »), en principe sous contrat avec un ou des bureau(x) d'étude japonais.

Troisièmement, le Gouvernement du Japon évalue le projet pour voir s'il est adéquat au système de la coopération financière non-remboursable, sur la base du rapport de l'étude du concept de base préparé par la JICA et les résultats sont par suite soumis au conseil des ministres pour approbation.

Quatrièmement, le projet, une fois approuvé par le conseil des ministres, devient officiel par l'Echange de Notes (ci-après désignée « E/N ») signé par le Gouvernement du Japon et le gouvernement du pays bénéficiaire.

Finalement, pour l'exécution régulière du projet, la JICA assiste le pays bénéficiaire pour la préparation des appels d'offres, des contrats, ainsi de suite et d'autres opérations nécessaires.

2. Etude du concept de base

1) Contenu de l'étude

Le but de l'étude de concept de base (ci-après désignée « l'Etude ») effectuée par la JICA sur un projet demandé (ci-après « le Projet ») est de fournir un document de base nécessaire à l'évaluation du Projet par le Gouvernement du Japon. Le contenu de l'Etude est le suivant :

- a) Confirmer l'arrière-plan, les objectifs et les effets du Projet ainsi que les capacités de maintenance du pays bénéficiaires de l'exécution du Projet.
- b) Evaluer la pertinence du Projet à être exécuté sous le système de coopération financière non-remboursable aux points de vue technologique, social et économique.
- c) Confirmer les éléments convenus par les deux parties, relatifs au concept de base du Projet.
- d) Préparer un plan de base du Projet, et
- e) Estimer les coûts du Projet

Le contenu de la requête n'est pas obligatoirement approuvé en tant que contenu de l'aide financière non-remboursable. Le concept de base du Projet doit être confirmé par rapport au cadre d'aide financière non-remboursable du Japon.

Le gouvernement du Japon demande au gouvernement du pays bénéficiaire de prendre toutes les mesures qui pourraient s'avérer nécessaires pour assurer son appropriation lors de l'exécution du Projet. Ces mesures doivent être garanties même si elles n'entrent pas dans la juridiction de l'organisme du pays bénéficiaire en charge de l'exécution du Projet. Par conséquent, l'exécution du Projet doit être confirmée par toutes les organisations concernées du pays bénéficiaire par la signature du Procès-verbal des Discussions.

2) Sélection de consultants

En vue de la bonne exécution du Projet, la JICA effectue une sélection parmi les consultants enregistrés auprès de la JICA après avoir procédé à un examen des propositions soumises par ces derniers. Le consultant sélectionné procède à l'étude du concept de base et élabore le rapport sur la base des références fournies par la JICA.

A l'étape de conclusion du contrat entre le consultant et le pays bénéficiaire après l'Echange de Notes, la JICA recommande le même consultant que celui qui a participé à l'étude du concept de base afin d'assurer une cohérence technique entre l'étude du concept de base et le plan détaillé.

3. Système de la coopération financière non-remboursable du Japon

1) Echange de Notes (E/N)

La coopération financière non-remboursable du Japon est accordée conformément aux Notes échangées entre les deux gouvernements, dans lesquelles sont confirmés les objectifs du projet, la période d'exécution, les conditions et le montant de la coopération financière, etc.

2) « La période de la coopération financière » signifie une année fiscale japonaise dans laquelle le Conseil des ministres donne l'approbation au projet. Dans cette année fiscale, toutes les procédures, telle que l'échange des Notes, la conclusion des contrats avec un ou des bureau(x) d'étude et un ou des entrepreneur(s) et le règlement final vis-à-vis de ces sociétés, doivent être achevées.

Toutefois, en cas de retard dans la livraison, l'installation ou la construction du à des facteurs imprévus tels que le désastre naturel, la période de la coopération financière peut être prolongée pour une année fiscale au maximum sous condition d'un accord mutuel entre les deux gouvernements.

3) En principe, les produits et services (y compris le transport) japonais ou bien du pays bénéficiaire doivent être achetés dans le cadre de la coopération financière non-remboursable. La coopération financière non-remboursable pourrait être utilisée pour l'achat des produits et services d'un pays tiers, si les deux gouvernements le jugent nécessaire.

Toutefois, les principaux contractants, c'est-à-dire, le consultant, l'entrepreneur ou l'entreprise d'approvisionnement, sont limités aux « nationaux japonais ». (Les termes « nationaux japonais » signifient personnes physiques de la nationalités japonaise ou personnes morales japonaises dirigées par les personnes physiques de nationalité japonaise.)

4) Nécessité de la « vérification »

Le gouvernement du pays bénéficiaire ou l'autorité désignée par le gouvernement conclura des contrats en terme de yen japonais avec les nationaux japonais. Ces contrats seront vérifiés par le Gouvernement du Japon. Cette « vérification » est jugée nécessaire pour assumer la responsabilité d'explication devant les contribuables japonais.

5) Mesures qui doivent être prises par le gouvernement du pays bénéficiaire

- a) acquérir le terrain nécessaire comme site(s) du projet et dégager, niveler et aménager ces terrains avant le commencement des travaux de construction,
- b) fournir des installations, telles que systèmes d'alimentation en électricité et en eau et système d'assainissement, ainsi que les autres systèmes auxiliaires dans et autour des sites du projet,
- c) prendre en charge toutes les dépenses pour l'exécution rapide du déchargement et du dédouanement dans le port de débarquement du pays bénéficiaire ainsi que le transport intérieur des produits achetés dans le cadre de la coopération financière non-remboursable.
- d) exonérer les nationaux japonais des droits de douane, des taxes intérieures et d'autres charges imposées dans le pays bénéficiaire, concernant la fourniture des produits et services effectuée en vertu des contrats vérifiés,
- e) accorder aux nationaux japonais dont les services pourraient être nécessaires à propos de la fourniture des produits et des services effectuée en vertu des contrats vérifiés, les facilités nécessaires pour leurs entrées et séjours dans le pays bénéficiaire afin qu'ils puissent accomplir leurs tâches.

6) Utilisation adéquate

Le pays bénéficiaire est requis d'opérer et de maintenir de manière appropriée et effective les installations construites et les équipements achetés dans le cadre de la coopération financière non-remboursable, ainsi que de désigner le personnel nécessaire pour le fonctionnement et la maintenance aussi bien que de prendre en charge toutes les dépenses autres que celles couvertes par la coopération financière non-remboursable.

7) « Réexportation »

Les produits achetés dans le cadre de la coopération financière non-remboursable ne doivent pas être réexportés du pays bénéficiaire.

8) Arrangement bancaire (B/A)

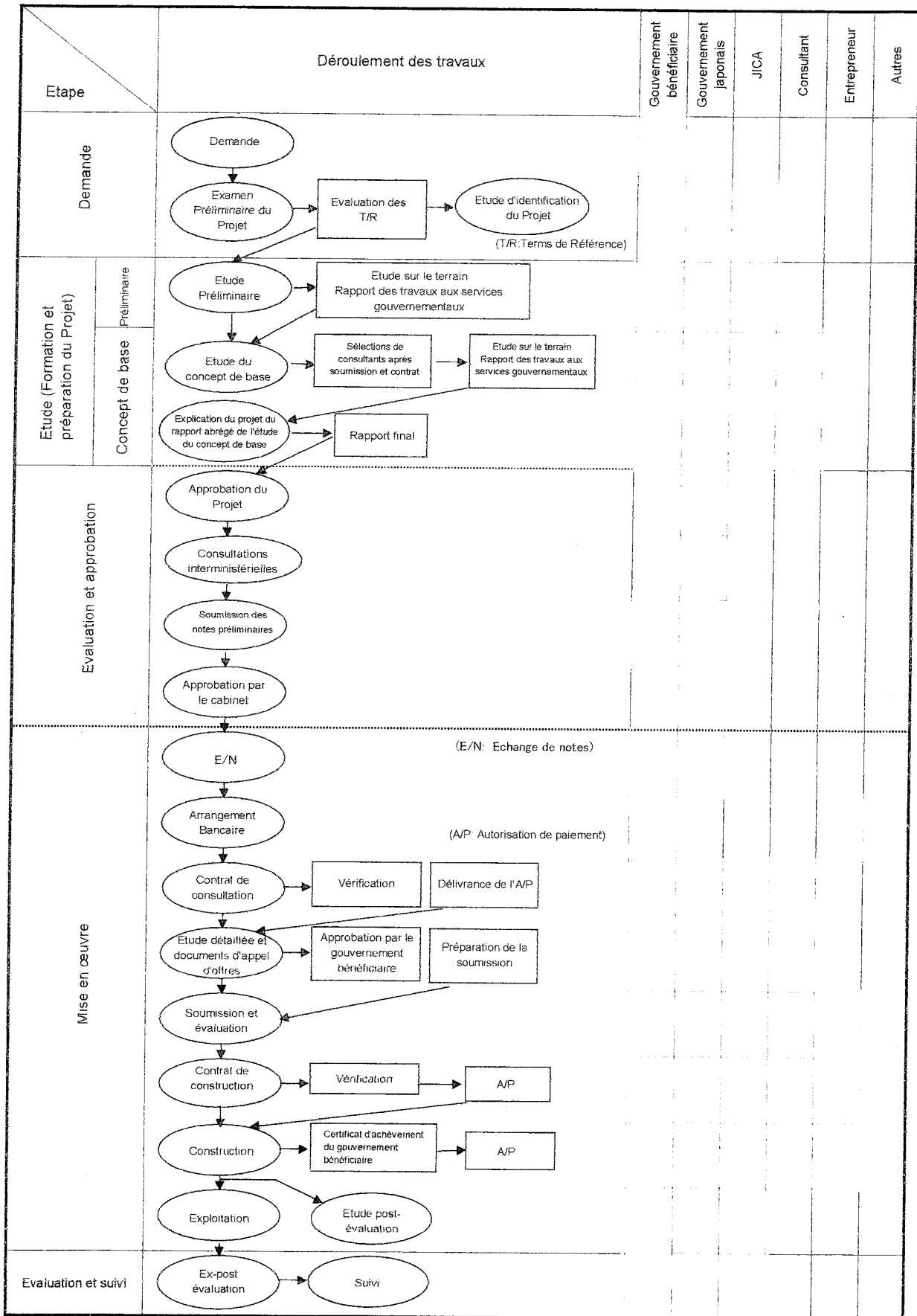
- a) Le gouvernement du pays bénéficiaire ou l'autorité désignée devra ouvrir un compte bancaire au nom du gouvernement du pays bénéficiaire dans une des banques japonaises (ci-après désignée « la Banque »). Le Gouvernement du Japon exécutera la coopération financière en effectuant des versements en yens japonais pour couvrir les obligations assumées par le gouvernement du pays bénéficiaire ou par l'autorité désignée en vertu des contrats vérifiés.
- b) Les versements seront effectués lorsque la demande de paiement aura été présentée par la banque au Gouvernement du Japon en vertu de l'autorisation de paiement (A/P) émise par le gouvernement du pays bénéficiaire ou l'autorité désignée.

9) Autorisation de paiement (A/P)

Le gouvernement du pays bénéficiaire devra régler à la Banque une commission de notification d'une autorisation de paiement et les commissions de paiement.



Schéma d'écoulement de la procédure de la coopération financière non-remboursable



Principaux travaux à exécuter par chaque gouvernement

N°	points	couvert par la CFNR	Couvert par le pays bénéficiaire
1	Acquérir le terrain		●
2	Dégager, niveler et remblayer le site si nécessaire		●
3	Construire portes et clôtures dans et autour du site		●
4	Construire l'aire de parking	●	
5	Construire pistes		
	1) dans le site	●	
	2) en dehors du site		●
6	Construire le bâtiment	●	
7	Fournir les installations pour la distribution en électricité, alimentation en eau, assainissement et d'autres installations secondaires		
	1) Electricité		
	a. ligne de distribution jusqu'au site		●
	b. branchement d'abonné et lignes intérieures dans le site	●	
	c. disjoncteur sur circuit principal et transformateur	●	
	2) Alimentation en eau		
	a. canalisation de distribution d'eau de ville jusqu'au site		●
	b. système de distribution dans le site (réservoirs de réception et surélevé)	●	
	3) Drainage d'eau		
	a. canalisation de drainage public jusqu'au site (eau de pluie et autres)		●
	b. système de drainage dans le site (eaux w.c. déchets ordinaires, eaux de pluie et autres)	●	
	4) Alimentation en gaz		
	a. raccordement au système d'alimentation en gaz		●
	b. système de distribution dans le site	●	
	5) Système de téléphone		
	a. ligne principale de téléphone jusqu'au répartiteur principal (MDF) pour le bâtiment		●
	b. répartiteur principal et l'extension après le répartiteur	●	
	6) Mobilier et équipement		
	a. mobilier général		●
	b. équipement du projet	●	
8	Régler les commissions suivantes pour la banque japonaise sur les services bancaires basés sur l'A/B		
	1) commission de notification de A/P		●
	2) commission de paiement		●
9	Assurer le déchargement et dédouanement au port de débarquement dans le pays bénéficiaire		
	1) transport maritime ou aérien des produits du Japon au pays bénéficiaire	●	
	2) exonération des taxes et dédouanement des produits au port de débarquement		●
	3) transport à l'intérieur du pays du port de débarquement aux sites du projet	(●)	(●)
10	Accorder aux nationaux japonais dont les services seront nécessaires à propos de la fourniture des produits et des services effectuée en vertu des contrats vérifiés les facilités nécessaires pour leurs entrées et séjours dans le pays bénéficiaires afin qu'ils puissent exécuter leur travail.		●
11	Exonérer les nationaux japonais des droits de douane, des taxes intérieures et d'autres charges imposés dans le pays bénéficiaires, à l'égard de la fourniture des produits et service effectuée en vertu des contrats vérifiés.		●
12	Maintenir et utiliser adéquatement et efficacement les installations construites et équipements acquis par la coopération financière non-remboursable		●
13	Prendre en charge toutes les dépenses autres que celles couvertes par la coopération non-remboursable, indispensables pour le transport et l'installation des équipements		●

マダガスカル共和国
マダガスカル6州教員養成学校整備計画 予備調査
協議議事録

マダガスカル共和国（以下「マダガスカル国」と称する）政府より提出された要請に基づいて、日本国政府はマダガスカル6州教員養成学校整備計画（以下「プロジェクト」と称する）に関する予備調査を行うことを決定し、本調査の実施を独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」と称する）に委託した。

JICAはマダガスカル国へJICA無償資金協力部 業務第二グループ 吉新 主門 保健医療チーム長を団長とする予備調査団を派遣し、調査を2006年7月21日より8月15日まで実施する予定である。

調査団は、マダガスカル国関係者と協議し、調査対象地域において現地調査を行った。

協議及び現地調査の結果、双方は付属書に記述された主要な項目を確認した。

アンタナナリボ 2006年7月27日

吉新 主門
団長
予備調査団
独立行政法人国際協力機構

Mme RAZAFINDRAMARY Tahinarinoro
初等・中等・技術教育計画局長
国民教育・科学研究省
マダガスカル共和国

付属書

1. プロジェクトの目的

プロジェクトは、教員養成学校の建設と必要な機材供与を行うことにより、対象地域における教員の質の向上に寄与することを目的とする。

2. 責任機関及び実施機関

- 3-1 責任機関は国民教育・科学研究省とする。
- 3-2 実施機関は国民教育・科学研究省 初等・中等・技術計画局とする。
- 3-3 教員養成にかかる責任機関は国民教育・科学研究省 国立教育訓点研究所とする。
- 3-4 国民教育・科学研究省の組織図を別紙1に添付する。

3. プロジェクトサイト

当初 6 州を対象として提出されたマダガスカル側の要請に基づく調査団との協議の結果、マダガスカル国側は最終的に優先順位の高い以下のプロジェクトサイトにおける教員養成学校の建設を要請した。記載はマダガスカル側の定める優先順とする。

マダガスカル側は、建設用地の所有権または使用权にかかる書類を基本設計調査実施までに準備する必要があることを理解した。

- 1) トアマシナ州 トアマシナ
- 2) マジュンガ州 アンツォヒヒ

4. マダガスカル国要請内容

調査団との協議の結果、マダガスカル国側は教員養成計画および施設計画に基づき、最終的に別紙2のアイテムを要請した。JICAは本調査結果に基づく国内解析をもって、要請内容の妥当性を評価し、結果を日本国政府に報告する。

5. 日本の無償資金協力

- 5-1 マダガスカル国側は、調査団が説明した別紙3に記載された日本の無償資金協力制度について理解した。
- 5-2 マダガスカル国側は、無償資金協力が実施される場合、プロジェクトの円滑な実施のために、別紙4に記載されたとおりの必要な措置を行う。

6. 調査スケジュール

調査団は2006年8月15日まで継続調査を行う。

7. その他関連事項

7-1 本調査の位置付け

本調査は予備調査であり、基本設計調査実施を約束するものではない。本調査結果は日本で解析され、本調査の結果に基づき日本国政府が基本設計調査の実施の可否を決定することを調査団はマダガスカル側に説明し、マダガスカル側はこれを理解した。

7-2 要請の背景

本計画は上位計画である「万人のための教育計画（EPT）」によって掲げる、教育の質の向上、2,000人/年の初等教員の養成にかかる目標を達成するために日本国政府に対し要請された。

7-3 初等教育制度の改変について

マダガスカル側は、初等教育を5年制から7年制へ変更する制度改革を予定しており、これに伴うカリキュラムの見直しや施設計画などについては準備中であることを調査団に説明した。

7-4 教員養成計画について

マダガスカル側は、初等教育制度の変更に伴い、養成教員のレベル、養成カリキュラムなどの養成計画についても改訂の必要があることを双方理解した。新制度に基づく教員養成計画は現在策定中であり、現在マダガスカルで確立されている教員養成にかかる政策および行動計画については、制度改革の後に見直されなければならないことをマダガスカル側は調査団に説明した。

7-5 養成レベルについて

マダガスカル側は、いくつかのCR/INFPにおいて初等教員養成と併せて中等教員の養成も計画していることを説明した。調査団は、初等教育と中等教育では教育の性質や上位計画に定める数値目標が異なること、また初等教員の養成がより優先度の高い課題であることに基づき、本計画では初等教員養成を対象とすることで、双方合意した。

7-6 基本設計実現へ向けて

(1) 調査団は、マダガスカル側との協議およびサイト調査の結果、教員養成

施設の拡充を行う必要があることを理解した。

- (2) 初等教育を5年制から7年制へ変更する教育制度改革法案がマダガスカル国民議会において審議中であることをふまえ、本要請を無償資金協力としての基本設計を実施するためには、同制度の確立を前提とすることとしたい旨、調査団は説明し、マダガスカル側はこれを理解した。同制度変更確定の際には、マダガスカル側はJICA事務所を通じて日本側に連絡することを約束した。
- (3) 上記(2)に記載の初等教育制度改革が確定された上で、それに基づく教員養成計画について、特に以下の計画を日本側に提出することをマダガスカル側は約束した。日本側はこの提出を受けて、基本設計実施を検討することとする旨、調査団は説明し、マダガスカル側は理解した。
- a) 教員養成資格制度(採用、待遇、配置計画など)
 - b) 地域別の養成計画人数とその積算根拠
 - c) 教員養成カリキュラム
 - d) 養成校施設計画と運営体制計画
 - e) 予算措置計画
 - f) 制度変更実施スケジュール

7-7 質問票の提出

マダガスカル側は、調査団が依頼した質問票の回答を2006年8月7日までに提出することを約束した。

以上

別紙1 組織図

**先方から提出されたものを添付*

別紙2 マダガスカル国側要請アイテム

**協議の結果、先方にて確認された最新計画を添付*

別紙3 無償資金協力制度

**インセプションの該当箇所を添付*

別紙4 両国政府によってとられる主な措置

**インセプションの該当箇所(表)を添付*

国民教育・科学研究省

Ministère de l' Education National et de la Recherche scientifique (MENRS)

● 7月23日 6:00～7:30 於：トアマシナ教員養成学校

面会者：M. Eugene Fostin, Directeur de CR/INFP de Toamasina：トアマシナ教員養成学校長

出席者：調査団員（団長を除く4名）

協議内容：

<当該校の状況>

- ・ 職員は4名（局長、財務担当、秘書2名）で運営している。
- ・ 教官は11名で各担当科目がある。いずれも正規のフルタイム教員ではなく、代理教員として勤務しており、1年ごとに契約をする。
- ・ 初等教員の養成・研修のほかに視学官の研修、教務主任の研修なども行っている。
- ・ 学生（教員になるために受講する学生）は174名、教務主任研修者は30名。
- ・ FRAM（父兄会の雇用による教員）の経験2年と BEPC（第1課程修了資格：9年間）が、養成校の受験資格となっている。
- ・ 教務主任の研修は、バカロレア保持者で5年以上の教員経験があることが条件となる。

<州内の他校との関係>

- ・ 師範学校 (EN) はすべて CR/INFP に統合された。
- ・ トアマシナ州にある9学区事務所 (CISCO) を統括している。
- ・ トアマシナ州には他に2校（モラマンガ、アンバトンドラザカ）の教員養成校があるが、同州3地域のうち2地域をトアマシナ校が残る1地域を他2校が担当している。
- ・ トアマシナは州都なので人が多く集まり、需要が高い。
- ・ トアマシナ州にはかつて4つの CR/INFP が存在したが、いくつかは閉鎖された。
- ・ 閉鎖の理由は、世銀の政策による公務員削減の関係で、一時期は募集をしなかったため生徒が減少したこと、またサイクロンにより施設が被害を受けたものの補修できず放置されていたことで施設が壊れてしまった、などがある。
- ・ トアマシナ校の生徒は、遠隔地から通っている生徒もいるが、学生寮がないため該当者は各自で下宿先をみつけて通っている。
- ・ 教育省からの割り振りによると、2006年9月からの新年度には380人が本校の生徒となる予定であるが、とても収容能力が足りていない。
- ・ 本年の試験合格者のうち580人がトアマシナに割り当てられ、他2校は各100人、残りがトアマシナに割り振られている。
- ・ なお、9月から予定の教務主事研修生30人は現在、アリアンスフランセーズにてフランス語の研修中である。

<施設の状況>

- ・ 1978年ごろ建設された小学校教室（現在は中学校として利用されている）のうち、4教室を借りて授業を行っている。
- ・ 該当4教室は時間利用ではなく、養成校として使用できる。
- ・ 職員は、隣接した地方局施設の中に1部屋当てられている。
- ・ 該当校は当初小学校だったが、中学校の教室需要の高まりとともに中学校として利用されるようになった。
- ・ 45人/教室として、174人が2交替で利用している。（座学のみ。実習などで留守にする学生もあるため、恒常的に174人が同施設を授業を受けているわけではない。

<施設の必要性>

- ・ 借りものの施設のため、CISCO(学区事務所)からは早期の明け渡しを督促されている。
- ・ 中学校の教室不足も深刻化しており、本来使用すべき人に返す必要がある。
- ・ 図書館や特別教室、遠方からの生徒のための宿舎など、教員養成校として必要な施設は備わっておらず、プロジェクターやPCは地方局で借りている。また、電気や水の整備もされていない。
- ・ 養成校はすべて国所有で、CISCOのシェフが運用件を持つ。

<建設の準備>

- ・ 建設用地は確保されている。
- ・ 該当地は州が所有している土地で、国⇄州での書類手続きは終了しているが、所有権（使用权）にかかるサインの取り決めのみ残されている。
- ・ サインの取り決めがいつなされるかは不明。

● 7月24日 15:00~17:00 於：教育省 INFP

面会者：

- ・ M. NDRIANJAFY Romain Kléber, Directeur de l' Institut de Formation Pédagogique :
教員養成学校長
- ・ M. RAKOTOSOA Eyrille
- ・ MmeRAVO

出席者：調査団員（団長を除く4名）

協議内容：

<当該局の役割>

- ・ 教育省の中で教員養成にかかる事項と取りまとめている局である。
- ・ 主な業務内容は、初期研修と継続教育（無資格教員の再教育）がある。
- ・ 初期研修は、初等教員、中等教員、指導主事の3種を対象としている。

<当該局（本部）とGR/INFP(各地域)の役割分担について>

- ・ 教員養成を行う意味では同じ機能を持つが、GR/INFPの方が地域性が濃い。
- ・ 本部は全国を管理・統括している。
- ・ 教育省から分配された予算は、本部で各州に割り振る。

<初等教員の現状について>

- ・ 現在マダガスカル全国でFRAM教員(父母会が独自に雇用している教員)が25,000人いる。
- ・ FRAM教員は、BEPC(9年間の第1過程修了資格)所有者を父母会がリクルートして採用され、特に試験のようなものはない。
- ・ FRAM教員として1年以上の経験をすれば、INFP(教員養成学校)の受験資格を得る。
- ・ 昨年のINFP受験者9,000人のうち合格者は2,000人で、この人数は教育省が全国で定めている定員である。
- ・ INFPで研修をすると、教員としての国家資格が与えられる。

<初等教員の養成と研修の流れについて>

- ・ INFPに合格すると、理論(座学)6ヶ月、実習6ヶ月の研修を受ける。
- ・ INFPでの研修では、フランス語、マダガスカル語、数学などのほかに、教育学や教育心理学などの教科も勉強する。
- ・ INFPでの1年間の研修修了後、正規教員として教壇に立つことができる。

- ・ 正規教員として仕事をする事になると、CISCO(学区事務所)による継続研修を受けることになる。
- ・ 継続研修は、業務(2ヶ月)+休暇を利用した研修(1週間)を5回繰り返した後に夏休み(2ヶ月間)、という1年間のサイクルであり、これを生涯受け続ける。
- ・ 継続研修の内容は全国に111のCISCO(学区事務所)に任されているため地域で異なる。
- ・ 継続研修については各種摩擦が生じており、特に、いつ、どのようにやるかについての見直しを検討している。

<教員養成学校(CR/INFP)について>

- ・ INFP(本部)の役割としては、①初等教員の教育②中等教員の教育③継続教育と考えている。
- ・ 中等教員の教育については、カリキュラムなどの各種変更があり、現在調整中である。
- ・ 中等教育はこれまでアンタナナリボだけで行っていたが、地方分権化の流れとあわせて、必要性が高まる中でアンタナナリボのキャパシティの問題により、今後は各州のCR/INFPで実施することに決定した。
- ・ 中等教員の教育も兼ねたINFP施設を6州で計画している。(アンタナナリボ、アンティラナナ、トアマシナ、フィロナランツィオ、マハジュンガ、トリアラ)
- ・ 全国のCR/INFPの現状と将来計画は資料のとおりであるが、現存する31校のCR/INFPのうち機能しているのは18校である。

<CR/INFPの整備計画について>

- ・ 6州22県に各1校のCR/INFP整備をする方針である。
- ・ 地域、整備内容(規模、教材の内容など)については、現在検討中である。
- ・ 本計画は教育省内の複数の部局(視学官局、計画局、基礎教育局など)が関係しており、INFP(本部)がとりまとめを行っている。
- ・ 本計画の方針は局長会議によって決定されるが、2006年9-10月頃の予定である。
- ・ 今後3-5年をかけて実施する計画である。

<本件要請6校の優先順位について>

- ・ 要請6校の優先順位は教育省が定めた。先方の言う各校の理由は以下のとおり。
 - ①トアマシナ：小学校の教室を間借りしている状態で、養成校としての施設が必要。
 - ②アンツォイ：需要が高い地域であり不足が深刻。
 - ③マナカラ：2教室しかなく手狭。(実際は施設が存在しない)
 - ④モロンダヴァ：トリアラ(州都)から遠いため該当地域に施設が必要。
 - ⑤アンバンジャ：アンティラナナ州でひとつ要請したいが、アンティラナナは遠すぎる。
 - ⑥アリヴァニマモ：首都アンタナナリボに近く、収容力の拡張が必要。

● 7月25日 8:30~9:30 於：教育省 次官室

● 7月25日 14:00~16:00 於：教育省 次官室

面会者：

- ・ M. RANDIMBIVOLOLONA Fanantenaniainy : Secrétaire Général :次官
- ・ M. NDRIANJAFY Romain Kléber, Directeur de l'Institut de Formation Pédagogique :
教員養成学校長

出席者：調査団員(団長を除く4名)

協議内容：

<マダガスカル教育分野の状況>

- ・ 本件は「万人のための教育計画（EPT）」の実現のために教育分野にとって非常に重要な位置づけである。
- ・ 初等教育をこれまでの5年から7年に拡大する方針が策定されたが、そうになると教員も増員が必要となる。
- ・ 初等教育教員養成校である CR/INFP を整備する必要がある。
- ・ 教育の質を向上させるためには、教員の質向上が必要で、INFP なしには改善ができないと言ってもよい。
- ・ 大きな町と比較して、特に地方部での教員不足は深刻である。
- ・ 本件の実現へ向けて、教育省全体として協力をするつもりである。

<上位計画について>

- ・ 窓口は計画局のため、同局にて確認願いたい。
- ・ 要請計画については、提出資料が最終計画であるが認可されていない。

<わが国無償のシステムについて>

- ・ これまで2回にわたる小学校建設を実施しており、理解している。
- ・ 小学校建設時にも、JICA と話し合い、またマダガスカル側の予算部門などとの調整も行い、TVA などの負担をした。
- ・ これまでの協力は非常にうまくいっており、問題は生じていないと理解している。
- ・ これまで日本が建設した施設の品質は高く評価している。
- ・ 2004年にタマラントをサイクロンが襲った際は、日本の建設施設だけ無事で、他のドナー（FID、フランスなど）の建設施設はどれも、屋根がなくなったり、壁がはがれたりの被害を受けた。
- ・ 品質確保のためにコストの問題があることも理解しており、小学校建設は異なる方式での実施を想定していることも理解している。

<要請内容について>

- ・ 本計画は、「万人のための教育計画（EPT）」で定める数値目標、初等教員 2,000 人/年、中等教員 1,000 人/年、指導主事 200 人/年を達成するためのものである。
- ・ 現存する教員養成校の収容能力を増加させる必要があり要請を出した。
- ・ 要請の6校については変更ない。
- ・ 各校の規模は、マダガスカル全体の教員養成計画に基づき、地域ごとの特性や需要の大きさ（州都、県庁所在地、その他地域など）に合わせた設定によるものとする。（別添資料）
- ・ 土地の所有については、書類提出の必要があることは理解しているが、状況について改めて確認する。

<協力想定範囲について>

- ・ 日本の厳しい ODA 事情に鑑み、6校をいくつかに絞りこまなければならないことは理解したが、少なくとも2校は確保してもらいたい。
- ・ 要請の優先順位は、INFP 局長が中心となって、1校/県を整備する方針に基づいて、各州における必要性和人口統計データからの飽和状況、アクセスの問題や政策的判断などを踏まえて策定している。
- ・ 日本側の客観的視点からこの優先順位の変更もありえるだろうが、その際は、一方的なものではなく双方十分に協議の上、検討してほしい。
- ・ 初等教育のみならず中等教育も含めた教育を検討しており、枠を決めずに柔軟性を持って対応したいと考えている。

<教員養成施設について>

- ・ 養成施設に関する標準設計のようなものは定まっていない。

- ・ 土地の状況や自然条件などを考慮し、少なくとも2パターン（①海岸沿いのサイクロン被害の可能性のあるもの②内陸の高地に位置するもの）は必要と考えているが未整備である。
- ・ したがって、養成施設の整備コンポーネント基準も未整備である。

＜本件要請の優先順位について＞

- ・ 改めて要請6校の選定理由を尋ねたところ、先方の言う各校の理由は以下のとおり。
 - ①トアマシナ：トアマシナ州の中心となる施設。州全体の需要が高い。
 - ②アンツォイ：該当州には INFP(1校:100人収容)があるが、需要が高いため更に必要。
 - ③マナカラ：該当州にも INFP(マナンザリ1校:100人収容)があるが、需要が高いため更に必要。
 - ④モロンダヴァ：該当のトリアラ州には INFP が2校あるが、既存施設が双方に隣接しており(双方の距離が5km)、遠方に存在しないため必要。
 - ⑤アンバンジャ：該当のアンティラナナ州にも INFP は2校(100人収容/校)あるが、生徒は240人いるため、キャパシティを増やす必要がある。
 - ⑥アリヴァニマモ：首都に近く需要が高いため、キャパシティを増やす必要がある。
- ・ また、6校につけられている優先順位について、先方の理由は以下のとおり。
 - ① 既存校の状態（小学校を間借りしている）から緊急性が最も高い。
 - ② 既存校の状態がよくないので、緊急性が高い。
 - ③ 既存校が離れているので、早期に整備したい。
 - ④ 既存施設がなく他州や他地域に行かなければならないため早期に整備したい。
 - ⑤ キャパシティを増やす必要があるが、アンタナナリボ周辺よりは優先度が高い。
 - ⑥ アンタナナリボ周辺には INFP が4校あるため。
- * 各校の状況と併せて、各地域の人口ボリュームや入学希望者(需要)のバランスからこの優先順位となっている。

面会者協議録（教育事情担当）

注：数字、事実関係には食違いも多いが、ヒヤリング内容をそのまま掲載してある。

● 7月25日（火）JICA 事務所

面会者： Ms. ミアリー、JICA 事務所ナショナルスタッフ

出席者： 荻野

協議内容：

本日教育省での EPT 関係会議に参加した、事務所ナショナルスタッフより内容を聞く。

- ・ 議題は、①各ドナー支援内容の確認、②教育制度変更と新 EFA 計画等、③今後の予定など。参加ドナーは、休暇時期のため、世銀、ノルウェー、ユニセフ、JICA の4機関のみ。世銀は、本部ミッションが参加（FTI Catalytic Fund 関連）。
- ・ 教育制度変更について教育省よりプレゼンテーション。新制度に基づく新 EFA 計画を、2006年11月までに作成。
- ・ 次回合同レビューは、9月終わりから10月始め頃。教育省は、9月の初旬までにレビュー報告書を作成する。
- ・ Catalytic Fund は、2005年度予定額 US\$10million のうち、最初のリリースは US\$6 million。2回目のリリース US\$4 million が近く供与される。2006年度予定 US\$25 million を供与に先立ち、US\$6 million の報告書を必要としている。
- ・ 初等教育制度延長については、大統領の地方訪問の際子どもたちの状況を見て、中学進学が無理でも、初等教育を延長させることを考えた。2006年5月に改革法案が提出され、下院（Parliament）では可決されたが、大統領反対派の多い上院（Senate）で否決され、差し戻し中。
- ・ ドナーは、教育制度改革に前向きである。
- ・ ドナー協調は、特にコンソルシアムや決まった議長などはなく、日本を含む約10あまりのドナーにより、インフォーマルな協調・情報の共有体制があり、必要に応じて会合が開かれる程度。3週間前には、ユニセフが会議を開催した。

● 7月26日（水）8：30～10：00 教育省計画局

面会者：計画局長

出席者：調査団3名（荻野、兎内、田中）

協議内容：

- ・ インセプションレポート概要説明の後協議。

上位計画の確認

- ・ 2005年5月の改訂 EPT 計画が、最新の上位計画である。2015年までにMDGs 達成を目指したもので、様々なドナーもサイン。Annex には、教員養成強化に関する詳細がある。
- ・ 初等5年制度の見直し、小学校教員2000人、中学教員1000人、カリキュラムの見直し、教材、評価、教員能力向上などが盛り込まれている。

教員養成

- ・ 2000人というのは、世銀とともに作ったプロジェクトで、モデルを EXCEL で計算する。公務員教員雇用には給与の問題もあり、定年、死亡なども含めて、年2000人としている。
- ・ 目標は、FRAM40%、公務員60%である。FRAM 教員は一人当たり GDP の4倍、公務員は7倍の給与（注：EPT レビュー結果によれば、公立小学校教員給与は2004/5は3.03倍のはず。）であるため、公務員教員数を抑える必要が財政的にある。公務員教員は、僻地には行きたがらない問題もある。FRAM 教員のモチベーションを高めるため、補助金を出すとともに、公務員になれる制度を作った。2004年には新卒教員も少しはいたが、2005年には FRAM 教員のみである。FRAM 教員も9年間の学業と1年間の CR/INFP での研修で有資格者となる。今後は高校卒業資格を持つ教員なども考えてゆく必要もあろうが、まだ政策として確立されてない。
- ・ 教員訓練については、初任者研修に加え、継続研修についても、インターネット、郵便、ラジオを使った遠隔教育などが検討されているが、書面にはなっていない。
- ・ 2003年 EPT 計画が基本であり、毎年レビューをする。本部 INFP と地域 CR/INFP の法的立場などが規定されている。

- ・ CR/INFP は、2004~2005 年には機能していない中で、緊急性の高い 17 センターのみ教育省が自前で整備。県庁所在地 22 県のキャパシティを上げる目的で、特に東海岸部、東南、北西部などを対象とした。

教育制度改革

- ・ 5 年間の初等では識字能力も低い。法案の可決は今年 10 月 (?) をめざし、だめなら 2007 年には可決されることを希望。
- ・ そうなると、初等 3000~4000 人、中等は 500 人程度の教員養成目標になろう。教員については、採用の制限もあるし、2005 年は中学校の教室不足もある。これら目標は、初任研修のみで、継続研修については固まっていない。

インフラ担当局

- ・ インフラ局はなく、PRMP が入札などを担当。高等教育局にもある。

B/D 実施時期

- ・ B/D 実施時期を知りたい。もし、近く実施されるなら、早めに予算措置をしなければならぬため。

● 7月26日(水) 12:15~14:00 UNICEF

面会者: Mr. Noroniaina Bakoto-Joseph, Administrateur de Projet Education (教育プロジェクト・アシスタント), UNICEF

出席者: 調査団 3 名 (櫛田、荻野、田中)

協議内容:

ユニセフの活動

- ・ 「マ」国は教育の改善に向けて多大な努力を払っている。生徒数も増え、質向上に向けた教育学的見地による支援や、施設建設、教科書や教材キットの供与もある。他にも、カリキュラムの見直し、INFP における小・中学校教員の初期研修や指導主事の研修も実施。ユニセフの考えでは、「マ」国は EPT や子どもの権利獲得に向かっていると考える。それにより、子ども、保護者、国家が恩恵を受けることになる。
- ・ ユニセフでは、「マ」国政府とともに EPT を目指して質向上のために協力しており、CR/INFP にも協力。「マ」国教育政策策定にも関与。他ドナーとともに、教育省とパートナーシップのもと一緒に活動している。
- ・ EPT 計画の枠組みにおいて、学校建設プロジェクトも実施している。資金は教育省で、ユニセフは施主ではなくパートナーして、建設プロセスに技術者・コンサルタントとともに関与している。

教員養成 CR/INFP

- ・ INFP 支援は、質向上のために重要である。「マ」国では、教員養成分野ではしばらく支援が存在していなかったが、最近になって初期・継続研修支援が開始。CR/INFP の施設状況が悪いことは承知しており、再整備の必要性は大きいので、日本の支援は歓迎される。
- ・ EPT 計画における教員養成計画では、必要教員数を小学校 2000 人、中学校 1000 人と目標をたてているが、実際はまだ足りない。これは、初期研修のみで継続研修は含まれていない。CR/INFP 入学応募者はレベルに達している人が少なく、定員リミットの問題もあるので、教員養成需要は高い。
- ・ CR/INFP は現在機能しているのは 16 校のみなので、全国に拡大する必要性は高い。初期のみならず、継続・指導主事研修も必要だが、養成校のインフラは不足しており、宿舍がないために、学生は床に寝たりしている。
- ・ ユニセフの CR/INFP 支援内容は、小学校、中学校教員、指導主事の研修カリキュラム策定である。International Consultant による INFP 支援を実施してきた。CR/INFP の責任者や教官に対する訓練なども行っている。(2004 年~2006 年のプロジェクト)
- ・ 他に、仏も INFP の教官の海外研修支援計画もあると聞いている。

教育制度改革に対する意見

- ・ 初等 5 年制から 7 年制変更については賛成である。5 年間の初等教育だけでは識字習得の面でも不十分であり、容易に非識字状態に戻る可能性が高く、6 歳から 11 歳までの初等教育だけで社会に出るには年齢も低い。中学校は数が少なく、通学距離の問題からも進学が難しい。
- ・ 現在教育省では、制度変更に向けて予算の見直しを行い、シュミレーションに基づくシ

ナリオを準備中。制度変更には、移行期・準備期間も必要であり、コミュニティ、「マ」国全体、保護者等への説明も含め、メンタリティの準備も要る。実施までに何年かかるかは分からないが、5年制度のままでは、(せつかくのEPTも)意味がなくなってしまう。

● 7月26日(水) 14:00~14:45 世銀

面会者: Ms. Sajitha Bashir, Sr. Education Economist (本部から来「マ」中のミッションメンバー), WB

出席者: 調査団員3名(櫛田、荻野、田中)

協議内容:

WB 支援プロジェクト

- ・ 2005年3月に、初等、中等、高等支援プロジェクトが終了して以後、現在、WB独自の教育セクター支援プロジェクトはない。
- ・ 「マ」国では、一般財政支援を行っている。
- ・ 来年あたりを目処とした Post Primary (中等、高等教育) 支援のセクター財政支援について、本部で検討中である。

EFA-FIT Catalytic Fund

- ・ 2005年4月より、EFA-FIT Catalytic Fund による支援を行っている。総額 US\$60million (2005年 US\$10M、2006年 US\$25M、2007年 US\$25M) で、初等教育では最も額が大きい。
- ・ 「マ」国では、2003年に策定された EPT 計画を 2005年に改訂。右に基づき、Catalytic Fund の1年目 S\$10M が決定された。2005年の改訂 EPT 計画は、包括的な調整を経て作成された全体計画であり、Common Plan として意義あるもの。ドナーも参加して合同レビューを行う。
- ・ 最近のレビュー(2006年4月)では、いくつかの課題が提示された。建設、教員間の不平等(公務員と FRAM 教員の給与格差)などが話し合われた。教員訓練も、ひとつのテーマとして話されているので、レビュー報告を参照するとよい。
- ・ 1年次の Catalytic Fund の用途は、①FRAM 教員給与、②指導法改善、③遠隔教育、④CISCO 支援、である。CR/INFP 教員養成費用の支援は行っていない。
- ・ 2,3年次総額 US\$50million は、ノルウェーと仏の(本部 FTI への)支援により確保されている。両国は、別途プロジェクト支援も行っている。この資金によるプログラムを「マ」国政府で策定中であり、その中心課題は、教員訓練カリキュラム(初等、中等、初任、継続など)と、初等教育年限の改革である。
- ・ Catalytic Fund の資金管理は、教育省内にある UAT が行っている。プロジェクト・ユニットのようなものであるが、教育省の一部門である。UAT では、Catalytic Fund とノルウェー資金の両方を管理しており、双方は別々の商業銀行に資金がある。国家計画に反映された資金ではあるが、Treasury を経由しない。
- ・ Catalytic Fund からは、バイリンガル教科書なども支援、教員研修も支援するかもしれない。ただし、9月末までに、教員養成にかかる Innovation Strategy のドラフトを作成する予定はあるが、CR/INFP の教員訓練費用そのものを支援するつもりはない。
- ・ ノルウェー資金は、FRAM 教員雇用の資金援助に使われている。(注:資金管理・内訳については、UAT で要確認。)
- ・ USAID は遠隔教育、UNICEF はノルウェー資金を得て、教員研修支援もしていると聞いている。

教育制度改革

- ・ 制度改革が実施されるのは、早くても 2008/9年に、最初の学年から順次実施されていくのが現実的と見ている。6,7年生を教える教員は、現在より高い資格・能力が求められる。中学校では、科目別教員を養成しなければならないが、小学校ではその必要がないので、科目専門教員養成の必要性が少なくなる。
- ・ 12月の選挙では、大統領再選の見込みは高いが、大臣が交代する可能性はある。現在の教育大臣は、大変コミットメントが高い人物である。

教員養成について

- ・ 「マ」国には、確固とした教員養成計画は存在しない。教員養成カリキュラムもたいていないが、カリキュラム開発ユニットはある。
- ・ 2005年の改訂版 EPT 計画には、教員養成カリキュラムの詳細はない。次の新 EPT 計画には盛り込まれるはずである。

- ・ これまで INFP に対してカリキュラム支援を行ってきた中心ドナーは仏である。また、ノルウェーも、間接的に支援している。
- ・ FRAM 教員経験者を対象とした初任者研修は、現行の 1 年間という期間の妥当性、効率性などを他のオプションと比較検討した結果確定されたものではない。本当に 1 年間も必要か、短期研修というオプションも検討されるべきである。
- ・ CR/INFP における研修の質向上のために重要なのは、まず、カリキュラム、学生（の資格・質）、指導教材などであろう。
- ・ 教員研修の確固としたカリキュラムも、指導書も存在しない。様々なドナーが、別々に支援しているのみである。
- ・ 自分は、教育が専門ではなく、エコノミストなので、教育の中身については分かっていない。現在実施されている訓練の実態については、9 月に世銀の教育専門家が調査する予定である。

日本の支援計画に対する意見と中等教育支援の必要性

- ・ （日本が支援しようとしている）CR/INFP の施設建設支援は、総合的な戦略との関連性は低いと考える。教員養成訓練で最も重要なことは、中身である。
- ・ 中等レベルの理数科教員研修やカリキュラム開発については、教育省では推進したい強い意向がある。日本は、この分野で支援をしてはどうか。CR/INFP の施設建設よりも、ずっと大きなインパクトが見込める。このことを JICA に伝えたくて、JICA 事務所にも訪問したが、担当者との面会できなかったため、この機会に伝えるので検討された。大臣は、最近ベトナム、シンガポールなどを訪問。西欧志向から”East”へ目が向いている（ので、歓迎されるのではない）。
- ・ 初等教育支援に集中しているため、中等教育支援を行うドナーが非常に少ない。中等では、初等より整備状況が悪く、教材・機材もない。中等レベルでも、実験室などはない。初等では仏語の教科書や教材を使うが、中等になると仏語教材も教員もいない。
- ・ UAT では、Post Primary についてもカバーしているので、聞いてみてはどうか。

● 7月26日（水）17:00～18:30 教育省計画局

面会者：計画局長

出席者：調査団員3名（梶田、荻野、田中）

収集資料：①EPT Final Version Annex、②EPT 2005 (April)、③EPT2005 (Dec)

協議内容：

ミニッツ協議

上位計画の確認

- ・ 2005 年 EPT 計画には、学校計画、教員養成計画もある公式文書である。これにより Catalytic Fund を得たものでもある。
- ・ EPT 計画の目標は、2015 年までに MDGs、EFA 達成である。小学校修了率 90%、落第率を 2008/9 年度には 5%、教員 1 人あたり生徒数を 2012 年までに 40 人とするもの。
- ・ 現在、FRAM 教員 17000 人、公務員教員が 29000 人いる。死亡、離職等で、10%程度の補充が必要。教員の年齢が高い。また、生徒数の増加もある。
- ・ FRAM から公務員に登用するが、そのままでは FRAM 教員率（40%）が下がってしまう。問題は、①僻地校の教員確保が困難、②給与の格差の問題がある。
- ・ 2005/6 年には 7500 人あまりの FRAM 教員を雇用し、現在、FRAM 25000 人、公務員は 31000 人で、合計 56000 人である。現在、教員 1 人当りの生徒数は、59 人から 52 人となった。
- ・ FRAM 教員への補助金は、月 3 万 Ariary であったが今年は 6 ドルに引き上げた。来年はさらに増やして、2015 年の目標達成に向けて努力中である。尚、現在 30%が FRAM 教員であるが（注：上記の人数なら 45%のはず）、公務員として採用することによりモチベーションを高める戦略がある。
- ・ FRAM 教員として雇用された後、1 ヶ月の初期研修があり、その後休暇中に行う継続研修の制度もある。1 ヶ月の研修は、CR/INFP のキャパシティがないため、外部委託で NGO やアリアンセ・フランセーズで行ったりする。
- ・ 戦略実現のために、EPT の枠内で、予算の 10%相当額を研修にあてることになっている。
- ・ 2003 年 EPT 計画は、パリの会議で発表されたものであるが古いく、教員養成計画はない。教員養成 M/P 策定中であり、現在は文書として存在していない。RC/INFP の整備計画もあるが、それも確定されたものではない。新 ETP 計画には盛り込まれると思うが、教員制度改革の法案が議会承認されていないので、不確定。承認後に、教員訓練の

M/P が作成される。

- ・ 電子データは、①EPT Final Version Annex、②EPT 2005 (April)、③EPT2005 (Dec) で、初期・継続研修に関する情報があるもの、の 3 種類である。

● 7月27日(木) 8:40~11:30 教育省計画局

面会者：計画局長

出席者：調査団員4名(吉新団長、櫛田、荻野、田中)、JICA 事務所企画調査員(神津)

収集資料：EMIS データ

協議内容：

ミニッツ協議

目的： EPT における質向上に資するため、年 2000 人の初等教員養成を目的とする。(対象地域の質向上。)

実施機関： 計画局

責任機関： INFP

協力内容について

- ・ 6校の数を絞ることについては理解する。
- ・ トアマシナは、借用校舎なので必要。土地も確保済み。大規模校舎が要る。日本の学校建設プロジェクトもある地域である。
- ・ アンツオヒヒは、子どもの数が多く需要が高い。CISCO も大きい。建物も老朽化、教室不足がある、アクセスについても、2007 年ごろには道路の状態がよくなる予定。
- ・ 施設、コンポーネントの最終案は INFP Director が作成する。立派なものでもなくとも、それなりの標準的な施設を建設してもらいたい。INFP とともに相談し、エンジニアとともにどのようなコンポーネントが必要か考える。
- ・ 過去の経験から無償資金協力システムは理解しているが、質問がある。輸送コストについては、こちらの負担か。(回答：一般的には発生しないが、必要であれば B/D で提示する)。

教育制度変更

- ・ 法案が可決されていないが、実施に向けた準備は開始している。教員養成制度、カリキュラムの策定には 2 年ぐらいかかる。一旦法案が通れば、さらに改訂してゆきたい。
- ・ 制度変更に伴い、別カテゴリの教員(例・高卒+1 年研修)も雇用しなければならない。
- ・ EPT の新バージョンの最終ドラフト作成中。火曜にも今後の計画について会議があったところ。
- ・ 法案が可決されれば、12 月ごろに動き出す。EPT パートナー支援も話し合われる。可決されなければ、先に伸びる。

初等優先に関し

- ・ CR/INFP は、100 人以下のキャパシティしかない。中等教育発展は 2015 年達成は早く、2020 年を目指す。目的はまず UPE で初等に力を注ぎ、中学は次である。が、UPE とともに中等の需要も高まることも申し添える。
- ・ 現 EPT では、中学は 4 年制度、教員養成目標は年 1000 人である。新 EPT になれば、教員養成需要は下がる。よって、CR/INFP の規模の大ききところで中等教員養成ができればよいと思う。
- ・ 初等教員養成が最優先。制度改革により、優先度もさらに上がる。教員資格も上げなければならない。なお、指導主事訓練についても、考慮して欲しい。

法案可決、教員養成計画政策確定

- ・ EPT に基づく現時点の計画はある。制度改革により、カリキュラムや教員採用計画の変更はあっても、教材は同じ。法案が可決されないと問題だが、EPT 実現に支障はない。
- ・ 小学校教員養成の各センターのキャパシティは平均 100 人程度。指導主事の 7 割は指導教官となって働く。7 年制度になれば、英語の導入もありうる。カリキュラムも変更されるが、可能かどうかは別の調査をする。
- ・ EPT では、年間 2000 人、初期研修・継続研修に 10% 予算確保。INFP の役割強化や、地方分権、リソースセンターについても計画されている。
- ・ 7 年制になっても基本政策文書は変わらない。大枠での戦略は EPT であり国家の文書

- である。カリキュラムの内容、入学・卒業に関しても文書になっている。
- ・ CR/INFP 支援を遅延させるのは残念。7 年制度になっても、施設が必要ということに変わりはない。各センターは 50 人程度で、40 人になろうと、50 人になろうとたいした変更はない。PC、ラボなどはともかく、教室、教材作成室は必要。(ただ、ほとんどの RC に PC はある。)
 - ・ 2000 人を 17 で割ると、約 110 人。3~4 教室+指導主事向けの教室 1 などは必要。小規模 CR では、制度変更により影響はあるかもしれないが、アンタナナリボではない。2000 人が 2500 人になるぐらいでパンクすることはない。

● 7月27日(木) 17:00~18:30 教育省計画局

面会者: 計画課長、INFP 本部 Director

出席者: 調査団員 4 名 (吉新、櫛田、荻野、田中)、JICA 事務所企画調査員 (神津)

協議内容:

ミニッツ署名

- ・ なお、法案否決の可能性についても大いにある。法案は、教育省が提出。

● 7月28日(金) 9:30~10:00 ノルウェー大使館

面会者: Ms. Rikke B. Horn-Hanssen, Higher Executive Officer, NORAD

出席者: 調査団員 2 名 (荻野、田中)、

協議内容:

ノルウェーによる支援

- ・ ノルウェーでは①年 US\$7~8million 相当額 (2005 年から 2008 年まで) の教育省支援と、②ユニセフに対し、年 US\$2million 相当額 (同 3 年間) 支援し、学校建設を行っている。①の資金の中で、言語教育にかかる支援を策定中で、2006 年 3 月はじめにレビューを行った。
- ・ ノルウェーが「マ」国に対し支援する背景について: 一般的に仏語圏での支援はめずらしいが、「マ」国は歴史的なつながり(ノルウェー宣教師が 1872 年に来「マ」して以来社会セクターで支援をしている)、現大使もその宣教師を支援。本国でも、キリスト教政党との連合政権ということもあり、アフリカ育ちの党首(?)ということもあって、かなり支援をしている。全予算は、年間 US\$13 million 程度で大部分は教育分野支援である。

注: 教育セクター担当官ではないため、日を改めて訪問して担当者から詳細を確認することとなった。

● 7月28日(金) 10:50~12:20 教育省中等教育局

面会者: 中等教育局・教育学・学校生活課長

出席者: 調査団員 2 名 (荻野、田中)

収集資料: 指導主事研修カリキュラム、学校数リスト

協議内容:

教員訓練制度

- ・ 教員訓練制度については、2002 年以前は、EN1、EN2 があつたが、民衆蜂起や政変などから、INFP に統合された。2006 年度が両者が一緒になって初めての年度である。全国 18 の CR/INFP があり、初等教員養成を行っている。州都の CR/INFP では指導主事と中学校教員の養成も実施する。
- ・ 小学校 2000 人、指導主事 200 人という目標があるが、指導主事研修は、以前は年間 40~50 人程度で、年間 200 人を研修するのは今年からである。
- ・ 2002 年から 2004 年までは移行期間で、2002 年以前に採用された教員が訓練をうけていたが、制度改革後は、2004 年に初等教員養成が開始され、2006 年 4 月から指導主事、2006 年 10 月から中学校教員の訓練が開始される場所である。(注: 中学は未確定)
- ・ INFP で実施される初等教育主事研修カリキュラム作成メンバーの一員である。
- ・ CR/INFP でこの 10 月から実施する中学校教員養成カリキュラムはできてはいるが、まだ正式に承認されておらず、提供できない。

指導主事の役割

- ・ 指導主事というのは、学校に常駐しているポストではなく、CR/INFP の初期研修なら

- びに CISCO での継続研修を実施する教官である。学校を訪問し、指導法の監督・指導をする役割もある。(例：教材の使い方、授業の進め方など)。
- ・ 指導主事の人数は限られており、2003 年には全国で 100 人程度しかいない。本来、1 CISCO あたり最低 2 名の指導主事が必要である(注：CISCO は全国で 111)。指導主事は、ZAP でも継続研修を実施したりする。
 - ・ 中学校レベルでも指導主事がいて、継続研修を実施。

中等教員資格

- ・ 中学校教員資格は、バカロレア+3 年間の教育が必要。高校教員は、バカロレア+5 年間の教育が条件である。バカロレア取得後、試験を受けて高等師範学校に入学し、5 年間学ぶものである。これは、エンジニアやポリテクのレベルと同等である。その後、CAPEN (指導適正修了書) を取得する。尚、2005 年には、2 名の高校教師が日本へ研修(注：青年招聘研修とみられる)にいった。

教育制度改革

- ・ 教育制度改革については、解決しなければならない問題がいろいろある。現在のシステムは、初等 5 年を 1 年生から順に、CP1、CP2、CE、CM1、CM2 となっており、中等は続けて COB1、COB2、COR 1、COR 2 の 4 年制である。7 年生になると、このうちの COB1、COB 2 が初等に加わることになるが、本来初等 5 年修了時に取得していた CEPE がなくなり、7 年間で修了しないともらえないことになる。親のほうも、その点を理解しなければならない。
- ・ 新制度になると先生の問題、カリキュラム(学校、教員訓練、教員養成校教官訓練など)の見直し、など全てに影響がある。INFP の教員訓練カリキュラムが決着したのは、最近のことなのに、これが 7 年制度に移行となると、また色々と変えなければならない。
- ・ 新制度対応の学校カリキュラム改訂については、まだ着手されていない。APC カリキュラム改訂を行ったばかりで、コンセプトの確定、試行、普及というプロセスで進んできたが、2004 年に始まったばかりで、下の学年から順次導入し 5 年生まで導入したところ。これも、7 年制に対応させなければならない。
- ・ インフラの問題もある。小学校は、現在 14,341 校、中学校は 4,935 校ある。単純に計算しても、最低小学校 1 校当り 2 教室増となる。実際はクラス数が多いのでもっと必要となろう。
- ・ 教員の問題としては、中学校では 1 人で 2 科目を教えるが、小学校では 1 人で全科目を教える必要がある。先生の数も増やす必要がある。

他

- ・ 地方の教育行政末端ポイントは、高校は CISCO、中学は市町村 (Commune)、小学校は区 (Fokontany) レベルである。
- ・ 小学校、中学(普通課程と技術課程)、高校(同)の 2005/6 年度州別学校数のリストを渡す。学校別リストにあるように、技術課程は、普通課程の学校数に比べ大変少ない。(中学は 39、高校は 26 のみ。)
- ・ 学校運営マネージメントに問題がある。学校レベルでは校長がいるが、行政レベルではない。自分も教育マネージメントの責任者の一人であるが、そのような訓練はうけていない。INFP には、研修はあるが行政官向けにはない。

注：質問票を渡して、中等教育関連のデータ・情報について 8 月 4 日(金) 8 時に再度回収に伺うこととした。

- 7 月 28 日(金) 15:00~17:00 アリヴォニマモ CR/INFP サイト視察
 面会者：校長、会計担当
 出席者：調査団員 3 名(荻野、兎内、田中)
 協議内容：

アクセス

- ・ 車で約 1 時間。首都から 40 キロ程度。道は舗装されており快適。途中、は基本的に田畑や山の田舎道で、起伏がある。市街地を離れると、携帯電話は通じない。
- ・ 学校自体は、にぎやかな町の中央に位置しており、道路沿いの郵便局を曲がって数メートル。小さい田舎町という感じで、あちこちで物を売っている人がひしめいている。
- ・ 校長によれば、郡の人口は 5 万人、市町村は 21、議員が 2 名出ている。小学校は 9 校。人口の 6 割が小、中、高の学生という、若年人口の多い土地とのことである。(注：対

象地域と人口等は要確認)

学生

- ・ 昨年度は 94 人、新年度も 94 名が入学する。男女比率は、1 対 2 程度。全員 FRAM 教員である。学歴は、大多数が 9 年修了レベルであるが、中には数名バカロレア+3 年の学歴を持っているものもいる。
- ・ 寮には、60 名が収容できる。学生の出身は、県庁から 30KM 以上離れており、200~300KM 先からも来る。(寮に入れない場合は) 月 10 万 MF の家賃を払って部屋を借りなければならない。
- ・ 学生は、訓練期間中は無給。代わりに月 4 万 Ariary の奨学金が全学生に支給される。ちなみに、FRAM 教員の給与は基本給月 8 万 Ariary+その他手当、研修後公務員教員としての給与は、10 万 Ariary 程度である。
- ・ 学生は、研修終了後は、必ずしも元の学校に戻るわけではない。公務員教員になるので、教育省が任命した学校に赴任する。いきなり、新設校の校長になる学生もいる。主に、地方、農村部の学校に配属されている。

施設

- ・ 宿舎 2 部屋 (男女別)、教室 3、図書室 1、大教室 1、オフィス 2 (Director と会計担当) がある。宿舎には、60 人が収容できる。敷地の広さは、センターだけで 3,720 平方メートルで、付属校は含まない。電気、水とも通っている。古いので断水などもあるが、基本的に停電、断水は心配ない。他にトイレが 6 つ、シャワーが 3 つある。ガードマン用の部屋もある。
- ・ 建物は、1956 年建設のもので、古い教員養成校のひとつ。首都の INFP と本校とで、全体の 60%に当る教員養成をしていた時期もある。首都以外の州から学生が研修にきていた。
- ・ 敷地内に付属校があり、教室数は 17 (11 は古く、6 教室は 2 年前に新設)、校長のオフィス。付属校は、CR/INFP に属しているが、別の校長がいて独立した運営形態となっている。教員 27 名、生徒 1,500 名で、今年度の生徒数はもっと増えることが見込まれる。
- ・ コンピュータ、プリンター、電話、インターネット接続、コピー機がある。これらは、昨年供与された新しいもの。(注：現物確認済み) パソコンは、停電による故障などはないが、セキュリティ上の管理に留意する必要がある。特に、治安が悪いわけではなく、警備も居るが公務員ではなく民間警備員なので、全部カバーできない。
- ・ Director の住宅もある。(1 階が学生宿舎、2 階に住宅が 2 つあり、ひとつは CR/INFP 校長、もうひとつは付属校小学校校長の住宅)

施設の様子 (見学)

- ・ 教室には、机と椅子、黒板 2 枚、キャビネット(木製)がひとつ、キャビネットはほとんど空である。
- ・ 電気が通っており、電球、蛍光灯などがいくつついている。
- ・ 寮の部屋は大きな部屋に木のベッドが並んでいる。1 つのシングルベッドに 2 人で寝ることもある。天井が高く、シャワー、洗面、トイレの部屋が併設されている。

研修

- ・ 今年は、指導主事 7 名の研修を 9 月より実施する。問題は、PC が不足していることである。現在、事務用に 3 台しかない。PC の使い方や、インターネット情報検索研修をしたいが、足りない。
- ・ 教育実習は、付属校でも行うが、他の学校でも実施する。色々な学校で経験することも良いことである。
- ・ 初等初任者研修授業は一クラス 30 人程度で、実習先レベル別 (1,2 年生、3 年生、4,5 年生グループ) にわけている。教員は、もちろん全学年を教えることができなければならない。
- ・ 新学期開催までの日程は以下のとおり。
7 月 14 日~31 日： この期間に学生が集合する。現時点で 7 割程度は到着している。
7 月 27 日： 学生オリエンテーション
7 月 26、27 日： 教官の会議
7 月 31 日： 授業開始

校長

- ・ CR/INFP 校長向けには、年 2 回（1 週間づつ）がある。今年も既に 1 回研修済み。
- ・ 2002 年から本校の Director となった。以前は、隣接する中学校の校長をしていた。

教官（指導主事）

- ・ 昨年度は 7 名いたが、今年度は 3 名体制である。内訳は、教育心理学（コーディネーターも兼ねる）、数学担当の教官に加え、校長が教育計画を教える。今年から配属されるコーディネーター教官は、以前は校長が行っていた全体会議なども行う。
- ・ 校長を除く昨年度の教官 6 名は、1 年毎の短期契約。予算上の問題から今年度は少なくなってしまった。

教材

- ・ 訓練用教科書は INFP 本部から配布され、1 年使用の後再度回収して使う。数は、全員の人数分あるとのこと。
- ・ 会計担当者のオフィスに、学校で生徒が使う教科書、教員訓練用のカリキュラム、図書などが一時的に保管してある。教室には、黒板 2 枚（前と横）以外、教材のようなものはないが、壁に絵などが書いて貼ってある。

運営予算

- ・ 当センターの新年度予算は、年額 167,306,000 Ariary である。全体の 38% 程度が、奨学金で、残りが運営予算となる。
- ・ 人員は全 4 名で、Director、会計担当、施設管理に加え、来週から司書赴任する。全員公務員である。
- ・ 学生寮は無料である。光熱費は、運営費から支出。食費のみ自己負担。特に食堂やキッチン設備などはないが、部屋があって、そこで各自自炊できる。
- ・ 実習中は、45 キロ離れた CISCO に行く。その際の交通費も学校が負担するが、住居は奨学金の中から自己負担となる。遠くにある学校まで学生を送るにあたり、センターには車がないので、乗り合いバスでゆくので大変である。
- ・ 運営予算は、国庫から中央銀行に入れられる。引き出すためには、校長と会計担当の 2 人のサインが必要なので、2 人でタクシーに乗って首都まで必要が生じる都度でかけてゆく（頻度としては、月 2~3 回程度）。

所感：古くシンプルではあるが、それなりに必要施設があり、校庭もきれいに手入れをしているなど、きちんと運営されている様子が伺える。校長も熱心に対応してくれた。何もないトアマシナと比較すると、格段の差である。確かにトアマシナ整備の優先度が高いことがよくわかる。

- 7 月 31 日（月）9：15～：10：30 トアマシナ州都 Atsinanana 県 DREN
 面会者：DREN 長、INFP 本部校長（Director）、トアマシナ CR/INFP 校長、会計担当
 出席者：調査団員 3 名（荻野、兎内、田中）
 協議内容：

DREN の管轄

- ・ 7 つの CISCO を管轄する。2 つは僻地。電気 1 日 4 時間通電。電話不通なのでコミュニケーション問題あり。他のアクセスは大丈夫である。

体制

- ・ 5 部署体制
 - ① 普通教育（General）・初等、中等、高等
 - ② 職業教育（Technique）
 - ③ 総務部・経理と人事
 - ④ 視学部・Inspector による評価、先生取りまとめなど
 - ⑤ Civic（公民教育）、環境教育、視学教育担当など付随する部署有

教員養成

- ・ 今年で、3 期目。①2004/5 年：174 人、②2005/6 年：174 人（現在任命待ち）、③2006/7 年：192 人（来週から始まる）
- ・ CR/INFP は小学校（現在は中学）を借用しており、インフラ問題がある。
- ・ 収容キャパシティも限られている。本来、ここで受け入れるべき生徒も、アナラマンガ DREN に送らなければならなかった。（注：アンタナナリボ州の県）

- ・ 指導主事の人数も不足。指導主事の研修も州都で始まり、トアマシナでも第 1 期生は 30 人で 7 月から開始。7 月中は、アリアンセフランセーズで仏語研修、8 月から RC で研修。
- ・ 中学教員も不足。今年トアマシナは 248 名の配属があった。昨年は 208 名採用。後、政府により 6 週間の研修が決定され、州都で研修。インフラの問題から、他の公立小学校を借りて行う。

予算の流れ

- ・ 予算管理は DREN 長の役割。中央省庁に計画書を申請、それに基づき予算が確保される。予算は国庫に入り、DREN は書類のみ申請し、支出・管理部局がそれを評価し、国庫から直接サプライヤーに支出される。DREN でお金は扱わない。
- ・ DREN では、運営予算のみ見ている。人件費等は別で、出張手当や、DREN 管理費（消耗品とか）程度である。
- ・ CISCO も同様に、中学、小学校の予算管理を行っている。DREN でも、中学、小学校の簡単な予算管理はしているが、CISCO には維持管理費も含まれている。教員給与や CR/INFP 予算は別である。
- ・ 予算は、学校暦とは違い 1 月から 12 月が会計年度である。11 月ごろ翌年度分を申請して、2 月頃から使えるようになる。
- ・ DREN は今年設立されたばかりで、それまでは DIRESEB として、昨年度は 18 の CISCO を管轄していた
- ・ CISCO の詳細予算は DREN では把握していない。

施設関係

- ・ DREN のエンジニアは DREN に居る（203 号室）
- ・ 施設視察：DREN には、AfD 支援による図書室有。仏人も 1 人いる。講義室あり。図書室は、CR/INFP も DREN の許可を受けて使うこともできるが、基本的に DREN のもので、CR/INFP にも必要。

他

- ・ DREN レベルにおけるインフラ問題は大きい。CISCO は、トアマシナ 1、2 は今日・明日、首都で研修があるため不在。（木曜朝面会する。）他は 100 キロ以上離れているので無理。
- ・ 今週は、ZAP により学校の先生、校長の継続研修（APC 研修）実施中。

● 7 月 31 日（月）10：30～12：00 トアマシナ CR/INFP（DREN 内）

面会者：トアマシナ CR/INFP 校長、会計担当

出席者：調査団員 3 名（荻野、兎内、田中）

収集資料：

協議内容：

CR/INFP オフィス

- ・ 中央のスペースを挟み、右 Director、左後に会計担当の部屋。中央は、図書、コンピュータなどがおいてある。
- ・ 研修生が PC 使用法を学ぶときは、オフィスに来る。目的は、学校に配属されると PC を使うこともあるため、使用法を学ぶ。また、研修の最後に提出する報告書も、手書きの後、タイプ打ちするため。
- ・ 世銀支援により、PC、コピー機などが 2 年前に供与。
- ・ コンピュータの OS は Windows XP、エクセル、ワード、アクセスなどあり。
- ・ オフィスのインターネット接続はない。電話線のあるところでは、プリペイドカードのできるので、個人で使えるようにしている。
- ・ オフィスの上は、出張者向けの宿舎（DREN 関連）に使っている。

人員

- ・ 校長、会計、それぞれに秘書 1 人ずつ、合計 4 名。

予算

- ・ 新年度予算はまだ決まっていない。首都 INFP 会議で決まる。
- ・ 奨学金は、月 20 万 MF（4 万 Ariary）。宿舎がないので、学生は約 4 万 MF 程度を部屋

代に使う。

学区

- ・ トアマシナ管轄の CISCO でありながら、他の CR/INFP に入学しなければならない生徒もいる。
- ・ トアマシナには 3 つの DREN(県)がある。他の DREN の CISCO も受け入れる。
- ・ トアマシナから北にある CISCO の研修生はトアマシナ CR/INFP で、周辺、南にある CISCO (例：ブリカビルなど) は別の CR/INFP で受け入れる。
- ・ トアマシナ州全体で、今年は 584 人 (定員は 580 人) を受け入れる。

機材

- ・ パソコン 5 台、コピー 2 台、プリンター 1 台。別のプリンター 1 台、TEL は個人所有。オフィスの電話はない。メンテナンスについては、昨年設置されまだ保障期間なので問題ない。特に壊れたりはしていない。

CR/INFP 校長のプロフィールと採用方法

- ・ 小学校教員、CISCO 事務官 (Secretary)、CISCO 教員補助担当官、トアマシナの国民教育視学官を経て、2004 年 3 月から校長。
- ・ 校長採用資格は、高校卒業 + 3 年 (学士) と教員免状である。専門分野はいろいろあるが、自分は視学。他に教育計画のバックグラウンドの人もいる。教育省の空席募集に対し、DREN (当時は DIRESEB) で人員を選定し、本部 INFP へ履歴書を送付。省レベルで決定される。

教官

- ・ ①9 人 (2004/5)、②11 人 (2005/6)、③11 人 (2006/7)。1 期生は 9 名で厳しかった。指導主事の研修もしなければならぬので、今年も昨年と同じ 11 名とする。
- ・ 内訳は、視学官 4 名、指導主事 5 名、修士 1 名、英語のコーディネーター 1 名。

施設

- ・ 全員が集まれるような場所はない。必要であれば DREN の講堂を借りる。
- ・ 間借りしている中学校の規模は 500 人くらいと思うがよく知らない。

CR/INFP 施設見学 (中学校内)

- ・ 指導主事の研修中。
- ・ 教室は、前回訪問時に比べ整備されている (飾りなど)。雨水が漏って壁から床にかけて濡れている。
- ・ 教室内キャビネット (施錠) には研修用 TEXT が入っているとのこと。
- ・ 指導主事用のテキストは、基本モジュールはあるが、途中までで完全ではない。

昨年度卒業生インタビュー

- ・ トアマシナ (トアマシナ) 出身。研修前は、100 キロ離れた CISCO の学校で 3 年間教員をしていた。そのときは、教員寮に入っていた。研修中は、親の家があるので自宅通学した。
- ・ 任命を待っているところ。3 つの選択が与えられているが、いずれも 100 キロ離れた CISCO の学校。どこになるかは、わからない。
- ・ 卒業生 T-Shirts、トアマシナ CR/INFP のロゴ入り。1 期生は州、2 期生は県が作ってくれた。3 期生はわからない。各期ごとに名前がついており、旗を渡すセレモニーを行った (卒業式?)。

● 7 月 31 日 (月) 14 : 00 ~ 15 : 30 Beryl Rose 公立小学校視察

面会者：DREN 長、INFP 本部校長 (Director)、トアマシナ CR/INFP 校長、会計担当、小学校校長、ZAP 区長。近隣私立小学校校長など

出席者：調査団員 3 名 (荻野、兎内、田中)

協議内容：

施設

- ・ 19 教室。1957 年 12 月に建設され、開校は 1958 年。
- ・ 特別教室としては、図書室のみあり。